

制度情報—2023年12月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国会社法（2023改訂）

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第15号

(公布日) 2023年12月29日

(施行日) 2024年7月1日

1. 主なポイント

- (1) 法定代表者の選任範囲が拡大され、董事、総経理の辞任規則が規定された。会社の法定代表者は会社定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事又は総経理がこれを担任する。また、法定代表者を担任する董事又は総経理が辞任する場合、同時に法定代表者を辞任するとみなすとした。(第10条)
- (2) 「横方向法人格否認」制度が追加され、「株主がその支配する2つ以上の会社を利用」し、会社法人の独立した地位と株主の有限責任を濫用して会社の債務を逃れた場合、各会社はいずれか1つの会社の債務に対し連帯責任を負わなければならないとした。(第23条)
- (3) 株主の出資責任が強化された。新会社法では有限責任会社の株主出資額の払込期限を新たに追加し、株主に対し、会社定款の規定に従い、会社が設立された日から5年以内に出資金全額を払い込むよう要求した。但し、会社設立後の株主の増資期限が上記規則の制約を受けるかどうかについては、現時点では確定していない。(第47条)
- (4) 企業の株主会、董事会、及び総経理の権限分配は、より融通性を増した。株主会の法定職権が縮小され、これまで株主会が保留していた事項の一部を、企業の実情に応じ董事会または経営陣に割り当てて方策決定を進めることが出来る。元の『会社法』の総経理職権を列挙した部分は削除されており、総経理の権限は会社定款及び董事会の約定によって制限されることになる。(第59条、第74条)
- (5) 株主の権利保護を強化した。新会社法では、株主自ら、若しくは会計士事務所、法律事務所などの仲介機関に依頼し、会社の会計証憑や株主名簿などの資料を閲覧すること、及び複製することなどを許可している。支配株主による株主の権利濫用を、中小株主が会社にその持分の買戻しを要求できる状況の一つに含めたことは、中小株主の権利保護に役立つ点であると言える。(第57条、第89条)

2. 今後の留意点

新会社法では、コーポレート・ガバナンス構造、株主責任、董事、監事、高級管理職の職責及び義務などの面において現行の会社法の内容に多くの実質的改訂を加えており、これらは日系企業を含む各種会社主体に対し大きな影響を与えるものである。日系企業各社においては、今回の中国会

社法改正の重要事項を理解、把握するため、また既存の定款、規則、コーポレート・ガバナンス構造などをどのように調整すべきかを検討するために、迅速に現地弁護士と意思疎通を図り、対応策を協議することが求められる。（全文計 266 条）

中華人民共和国刑法修正案（十二）

（発令元）全国人民代表大会常務委員会

（法令番号）中華人民共和国主席令第 18 号

（公布日）2023 年 12 月 29 日

（施行日）2024 年 3 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 民間企業、外資系企業、その他の非国有企業の職員による信義誠実違反や流職(とくしょく)に対する刑事責任が新たに追加された。これまでは違法に類似事業を経営する罪、親族や友人のために違法に利益を取得する罪、及び私利を図り国有資産を低価額で株式に換算し売却する罪の刑事主体は、国有企業の職員のみとされていたが、今回の改正では民間企業や外資系企業などの非国有企業に対象が拡大された。（第 1 条、第 2 条、第 3 条）
- (2) 商業賄賂罪の刑事罰が重くなり、企業収賄罪の刑期は、「5 年以下の懲役または拘留」の 1 段階であったものが、「3 年以下の懲役または拘留」及び「3 年以上 10 年以下の懲役」の 2 段階となり、最高刑期が「5 年」から「10 年」に延びている。（第 4 条）
- (3) 贈収賄行為犯罪に対する処罰力を強めた。贈賄罪で 7 種類の加重処罰の状況が追加され、贈賄行為者の身分、贈賄行為の回数、贈賄対象の種類、贈賄行為の発生領域（生態環境、財政・金融、安全・生産、食品・医薬品、防災・救援、社会保障、教育・医療分野など）、贈賄資金の性質などの面から、7 種類の加重処罰状況を挙げている。（第 5 条）

2. 今後の留意点

今回の刑法改正では、主に反商業賄賂及び故意・私利に因る不正行為分野における罰則及び規制が強化されている。今後、外資系企業、民間企業の董事・監事・高級管理職の刑事責任リスクが一層高まることを念頭に置き、現地日系企業においては、現地弁護士と既存の刑事コンプライアンス体制の評価・調整に関する協議を進めるとともに、董事・監事・高級管理職それぞれが商業賄賂及び故意・私利に因る不正行為に対するコンプライアンス意識を一層強化するために、潜在的なリスク要因を効果的に分析・特定し、刑事責任を負う事態を回避することが必要である。（全文計 8 条）

中華人民共和国特許法実施細則（2023 年改正）

（発令元）国務院

（法令番号）国務院令第 769 号

（公布日）2023 年 12 月 21 日

（施行日）2024 年 1 月 20 日

1. 主なポイント

- (1) 特許出願制度が改正された。電子形式の出願は書面出願とみなされ、電子形式での関連書類の提出や送達が認められることになった。同時に、新規性喪失しない場合の認定状況が緩和され、学術会議などの場で初めて発表されたと主管部門が認可した発明創造については、6 カ月以内は新規性を喪失しないとした。（『細則』第 33 条）
- (2) 特許審査制度を調整した。新細則では、まず秘密保持審査の期限が調整され、通知を出し決定を下す期限が 4 カ月、6 カ月であったものがそれぞれ 2 カ月、4 カ月に調整された。同時に遅延審査制度が追加され、特殊な状況において、出願人は遅延審査を申請することができるとした。（『細則』第 9 条、第 56 条）
- (3) 特許権期間補償のための特別な条項が設けられ、特許権期間補償請求の条件と時間要求、補償期間計算方式及び補償範囲などの内容を明確化した。例えば、新細則では特許権者は特許権の付与を公告した日から 3 カ月以内に申請することが要求されており、また新薬に対する特許権期間補償の申請は新薬の発売が許可された日から 3 カ月以内に申請する必要があるとされた。（『細則』第 77 条から第 84 条）

2. 今後の留意点

日系企業各社は、上記の改正点に加え、特許出願審査において誠実信用の原則及び明確な創造性の原則要求が導入されているという点に注目すべきである。その目的は、非正常な特許出願の増加を一層抑制することであるが、実務上では正常な出願が誤って非正常な出願であると判断される恐れがあることも事実である。そのため、各日系企業が中国で特許出願を提出しなければならない場合や誤判断に面する可能性がある場合は、合法的なコンプライアンスのための特許出願戦略と案を随時現地弁護士と検討し制定することをお勧めする。（全文計 149 条）

国内外貿易の一体化発展加速のための若干の措置に関する通知

（発令元） 国務院弁公庁

（法令番号） 国弁発〔2023〕42 号

（公布日） 2023 年 12 月 11 日

1. 主なポイント

- (1) 国務院弁公庁は、関連政府部門に対し、国内外貿易の規則制度連結を推進するよう本通知により要求した。中国政府は検査・測定認証機関に関連手続きの縮小し、国際協力機構（例えば RCEP）の枠組みの下で検査・測定結果の相互認証制度及び製品品質の相互認証制度を構築するよう要求している。また、食品加工に用いる食品・薬品の輸入手続きを簡略化した。（第 1 条、第 2 条、第 3 条）
- (2) 中国政府は、今後知的財産権の保護を強化し、各地方政府は服飾、家具、家電製品などの領域に重点を置いた知的財産権保護活動を展開し、特に中国における EC プラットフォーム経営者の資質、及び販売商品に対する審査を行うことになる。同時に、中国政府は国外港との国境を越えた輸送連携を強化し、国際水上運輸ルートを広げるとしている。（第 8 条、第 10 条）
- (3) 国内外貿易企業によるブランド構築への支援を強化する。例えば、グリーン製品、有機製品、

また地理的表示や、名産、特産、新農産物の公共ブランド発展の支援、及び対外貿易代行企業と国内ブランド業者との協力を奨励している。(第 15 条)

2. 今後の留意点

本通知は国務院弁公庁が発表した原則的な通知であり、各日系企業は中国国務院の各部門が発表する可能性のある関連する行政法規または部門規則、および中国各省市区が発表する、より具体的な行政措置により一層注目し、政府当局とのコミュニケーションを維持しつつ、優遇措置・便宜措置の享受条件をタイムリーに把握・運用することにより、企業負担を軽減することができる。

(全文計 18 条)

中華人民共和國税関行政処罰裁量基準 (一)

(発令元) 税関総署

(法令番号) 税関総署 2023 年第 182 号公告

(公布日) 2023 年 12 月 11 日

(施行日) 2024 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 行政処罰をしない、行政処罰の軽減、或いは軽い方の処罰基準を適用する場合と重い方の処罰基準を適用する場合の具体的な状況を規定した。例えば、違法行為が 2 年以内に発見されなかった場合は行政処罰をしないとしており、会社の納税漏れ額が 10%以下で 25 万元未満の場合は行政処罰を軽減するとしている。また、初めての出入国で税関の規定に違反した物品を携帯した場合は軽い方の処罰基準を適用し、特殊な設備を使った密輸を実施した場合は重い方の処罰基準を適用するとした。(第 6 条から第 10 条)

(2) 違反行為の具体的な処罰額の範囲が規定され、一定の手続きにおける税関法執行職員の自由裁量権を制限した。例えば、違法貨物の金額を基準とする場合、罰金金額の以下の範囲で支払う。

①行政処罰の軽減の場合 5%。②軽い方の処罰を適用する場合 5%~10%。③一般的な処罰の場合 10%~15%。④重い方の処罰を適用する場合 15%~30%。(第 11 条から 14 条)

2. 今後の留意点

当該裁量基準 (一) は主に企業などの法人を対象とした規定であり、中国税関は後続で裁量基準 (二)、裁量基準 (三) を公布している。裁量基準 (二) は出入国する自然人に対する規定であり、裁量基準 (三) は知的財産権に関する税関の行政処罰案件に関する規定である。この裁量基準では税関部門の自由裁量権を一定程度制限しているが、罰則の状況や罰則額については、他の法令と組み合わせる必要がある。各日系企業及び駐在員は、税関による行政処罰を回避するため、現地弁護士に適時に相談しながら企業コンプライアンスと個人の出入国に関わるコンプライアンスチェックを実施することができる。(全文計 22 条)

デュアルユース品目・技術の輸出入許可管理目録（2024年）

（発令元）商務部、税関総署

（法令番号）商務部、税関総署 2023 年第 66 号公告

（公布日）2023 年 12 月 11 日

（施行日）2024 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 今回、中国商務部と税関総署が 2022 年第 42 号公告で発表した管理目録の調整を行い、前年度の管理目録は同時に廃止された。
- (2) 放射性同位元素の輸入と業務上の取扱いについて、詳細な規定が設けられてた。放射性同位元素を輸入する事業者は、関連規則に従い、関連規定に基づいて、生態環境部門に審査許可を申請し、商務部が発行したデュアルユース品目・技術輸出入許可証を取得しなければ、税関に輸入手続きを行うことができないとした。
- (3) 当該管理目録は、デュアルユース品目・技術輸入許可管理目録とデュアルユース品目・技術輸出許可管理目録に分かれている。輸入許可管理目録には、監視制御化学物質管理条列リストにある品目、毒性化しやすい化学物質、放射性同位元素、商業用暗号輸入許可リストなど、大きく 4 つのカテゴリーに分類された品目と技術が列挙されている。

2. 今後の留意点

本管理目録は 2024 年 1 月 1 日に発効施行されており、生産経営の過程においてデュアルユース品目・技術の輸入或いは輸出分野に関わる日系企業においては、必要な手続きが抜け落ちてしまい、関連品目・技術の輸入や輸出ができないという事態を回避するためにも、管理目録の詳細内容及び品目・技術に関連する輸出入許可処理プロセスを理解し、現地弁護士と共同で本年度のコンプライアンス生産経営プランを制定することを検討すべきである。

産業構造調整指導目録（2024年版）

（発令元）国家発展・改革委員会

（法令番号）国家発展改革委員会令第 7 号

（公布日）2023 年 12 月 29 日

（施行日）2024 年 2 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 今回改訂された指導目録は奨励類、制限類、淘汰類、3 種類の産業目録から構成され、主に以下の内容が含まれている。
 - ①奨励類：経済社会の発展に重要な促進作用を持つ技術、設備及び製品。例えば、農業機械設備、スマート製品製造など。
 - ②制限類：工業技術が遅れており、業界参入条件や関連規定に適合せず、安全生産に不利であるもの、また CO2 排出ピークアウトや、カーボンニュートラル目標の達成に不向きで、改造が促され、新設が禁止されている生産、工程技術、設備、製品。本指導目録では、制限業種に関連する数値と基準を詳細に規定している。

③淘汰類：関係法律法規の規定に適合せず、資源を著しく浪費し、環境を汚染するもの、また安全生産の潜在的リスクが深刻で、CO2 排出ピークアウトやカーボンニュートラル目標の達成を阻害する、淘汰が必要とされる立ち遅れた技術、設備及び製品。本指導目録では淘汰類産業に関しても同様に数値と基準を詳細に規定している。

(2) 今回の指導目録の改訂では、中国政府の実質的経済発展に対する政策に対する支持を強調しており、農業、製造業のスマート化、グリーン化を早急な実現に特化している。奨励類産業として、ハイテク農業技術、農業設備、スマート製造技術などの新興産業分野が挙げられている。

2. 今後の留意点

中国政府当局は、この産業構造の調整を通じ中国の産業システム近代化という目標をできるだけ早い実現で望んでいる。各現地日系企業は、この産業目録に従って戦略プランと発展方向を調整することができる。新たな投資計画を持つ外国投資家は、現地の産業発展方向を事前に押さえておく必要があり、また、政府の政策による移転、及び撤退に対応する際は、不必要な経済損失や風評被害を避けるために、包括的なスキームを現地弁護士と共に検討することが必要である。

2024 年関税調整方案についての公告

(発令元) 国務院関税税則委員会

(法令番号) 税委会公告 2023 年第 10 号

(公布日) 2023 年 12 月 20 日

(施行日) 2024 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 本調整方案は一部の薬品と原料などに対してゼロ関税政策を実行する。関税ゼロ政策を実施する薬品と原料には、肝臓の悪性腫瘍治療のための抗がん薬、特発性肺動脈肺高血圧治療のための希少疾患用薬品原料などが含まれる。また、臨床で小児喘息の治療に広く用いられている吸入用イソプロピルブロマイド溶液など、一部の一般的な薬品や原料に対しゼロ関税を実施することが含まれている。

(2) 本調整方案は一部の製造業原材料、中間品及び部品の輸入関税を下げ、主に①燃料電池用ガス拡散層、内燃エンジンの発電ユニットなどの重要設備及び部品、②塩化リチウム、炭酸コバルト、粗水酸化ニッケルコバルトなどの資源性商品、③自動車用スチール、船舶用スチールなどの鉄鋼関連製品が含まれる。

2. 今後の留意点

中国は今回の関税調整により、中国国内の医薬、製造業などの業界が生産経営コストを軽減するとともに、国際協力を拡大することを望んでいる。日系企業、特に医薬品や医薬原料、重要成分を生産製造する企業などに対し、今回の関税調整による恩恵があることから、対中投資を拡大するのに絶好の機会となる。各日系企業や対中投資に参加する意欲がある場合、今回の関税調整の詳細な関税調整目録と最新動向を理解するために現地弁護士とコンタクトを取り、生産経営戦略や投資スキームをタイムリーに調整することができる。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事例の概要

B社は2015年6月17日に設立され、従業員AはB社の設立当日からB社との労働契約を締結し、勤務を開始した。2016年7月6日、従業員AはB社の株主となり、董事と総経理を兼任するとともに、引き続きB社に労働を提供し続けた。2018年11月23日、従業員Aとその他株主は、英国のある会社と合併することに同意し、B社は社名をC社に変更し、従業員Aは所有する全株式を譲渡した後もC社と労働契約を締結し、労働を提供し続けていた。

2019年4月1日、従業員AはC社と労働契約を更新し、契約で約定された従業員Aの賃金額は以下の通りであった。

2019年4月1日から2020年3月31日までは240,000元、2020年4月1日から2021年3月31日までは360,000元、2021年4月1日から2022年3月31日までは400,000元。

2022年1月4日、C社は従業員Aとの労働契約を違法に解除し、従業員Aは合法的權益を守るため労働仲裁と訴訟を提起し、従業員AはC社に対し、賠償金として267,848元を支払うよう要求した。

2. 紛争の焦点

C社が従業員Aとの労働契約を違法に解除した場合の賠償金はどのように計算するか。

3. 弁護士による分析

従業員と労働契約を違法に解除した場合の賠償金の支払いについては、従業員の解雇前12カ月の平均賃金を計算する必要があるだけでなく、会社現地の前年度従業員の平均賃金基準にも注目しなければならない。

- (1) 賠償金の額の計算方法は、実務では一般的に、従業員の解雇前12カ月の月平均賃金を計算することで賠償金基数を導き、従業員の入社年数に基づいて補償すべき年限を計算することができる。すなわち、 $\text{経済賠償金額} = \text{賠償金基数} \times \text{補償年限} \times 2$ 、となる。
- (2) 本件には一部特殊な点がある。まず、Aの前12カ月間の平均賃金は32,222元であった。しかし、C社所在地の前年度従業員の月平均賃金は6,418元にとどまっている。つまりこの時点で、従業員Aの月平均賃金は現地の月平均賃金の3倍を優に超えていたということになる。労働契約法第47条第2項の規定により、従業員Aの月平均賃金は現地会社の月平均の3倍を超えていることで、従業員Aの経済補償計算基数を計算する際には、最高額の制限に係ってくる。すなわち、会社が従業員Aとの労働契約を違法に解除した場合に、従業員Aが得ることができる経済賠償金は、 $\text{会社現地の前年度従業員の月平均賃金} \times 3 \times \text{補償年限} \times 2$ 、となる。これにより、Aが取得できる賠償金は最大26,9677元を超えないということになる。

4. 裁判結果

労働仲裁部門と一審及び二審の裁判所は、従業員Aの訴訟請求を支持した。

5. 今後の留意点

企業が従業員を解雇する過程で発生する経済補償金や賠償金に関わる紛争は実務上も頻繁に起

こるものであり、企業にとって最も直面しやすい労働紛争の一つでもある。ここで実務経験を活かした処理スキルを各日系企業の参考に供する。

- (1) 賃金の高い従業員の労働契約を解除する際は、企業の所在地において発表される前年度の従業員平均賃金額も知っておく必要がある。また、2008年1月1日の前と後では、経済補償金を計算する補償年限や計算方法、補償上限の有無などに違いがあるため、この年限にかかる場合は通常分けて計算する必要がある。
- (2) 従業員との労働契約を解除する前に、労働契約の履行過程において、契約が失効した従業員と労働契約を更新しているかどうか、社会保険の納付基数が正しいかどうか、残業代が支払われているかどうかなど、潜在リスクがないかについて審査する必要がある。このような潜在リスクが存在する場合、企業は従業員を解雇する際に、解雇に関する様々な計画や方法を検討しなければならないため、事前に現地弁護士とコミュニケーションを取り、協議しつつ処理を進めることをお薦めする。